

## 委員会・審議会を公開しています

問合せ先 総務課 ☎35-3133

| 開催日    | 会議名など                               | 担当課                    |
|--------|-------------------------------------|------------------------|
| 15日(水) | 高山駅周辺地区まちづくり協議会<br>13:30～ 市役所4階中会議室 | 駅周辺整備課<br>☎35-3180     |
| 20日(月) | 選挙管理委員会<br>15:00～ 市役所地下002会議室       | 選挙管理委員会事務局<br>☎35-3133 |
| 21日(火) | 庁議(幹部会)<br>8:30～ 市役所4階特別会議室         | 企画課<br>☎35-3131        |
|        | 図書館資料選書委員会<br>10:00～ 市図書館「煥章館」      | 生涯学習課<br>☎35-3155      |
| 23日(木) | 教育委員会定例会<br>13:00～ 市役所3階行政委員会室      | 教育総務課<br>☎35-3153      |
| 28日(火) | 庁議(幹部会)<br>8:30～ 市役所4階特別会議室         | 企画課<br>☎35-3131        |
|        | 図書館資料選書委員会<br>10:00～ 市役所3階301会議室    | 生涯学習課<br>☎35-3155      |
|        | 都市計画審議会<br>15:00～ 市役所4階特別会議室        | 都市整備課<br>☎35-3176      |
| 29日(水) | 地域包括支援センター運営協議会<br>13:30～ 市役所4階中会議室 | 高年介護課<br>☎35-3181      |

- 傍聴は先着順となります。
- 議題等詳細については、担当課へお問い合わせください。

市議会議員の議員報酬および市長・副市長の給料の額について、「高山市特別職報酬等審議会(会長:北村 斉<sup>きたむらた</sup> 高山商工会議所副会頭)」が、市長の諮問に対し、3回にわたる審議会開催の結果を取りまとめ、2月9日、市長に答申しました。

答申書では、市議会議員および副市長の定数減員に伴い責任の度合いが増加している

特別職の報酬などの月額  
「据え置きが適当」

と考えられるものの、現在の社会情勢や地域の景気動向などは依然として厳しいこと、また、県内他市などとの比較においても均衡が保たれていることなどを理由に、現在の月額をそれぞれ据え置くことが適当であるとされました。

なお、答申の内容など詳しくは、市のホームページで公表していますのでご覧ください。

問合せ先

総務課  
☎35-3133

企業の  
皆様へ

## 「高山市緊急雇用安定支援事業補助金」

## 「高山市緊急失業者雇用奨励金」制度をご利用ください！

市では、市内の景気低迷が長引いていることから、労働者の雇用の安定、促進及び事業者の経営に係る負担の軽減を図るため、**市内に事業所を有する企業**のみなさまに次の制度をご用意しております。

### 【高山市緊急雇用安定支援事業補助金】

景気の変動その他の経済上の理由により急激に事業活動の縮小を余儀なくされ、従業員を休業、教育訓練、または出向させた事業者の方に対し、補助金を交付します。

#### 交付対象者

平成21年9月1日から平成24年3月31日までの間に従業員の休業などを行ったことにより、国の雇用調整助成金または中小企業緊急雇用安定助成金の支給の決定を受けている事業者の方。

#### 補助金額

基準賃金額から国の助成額を差し引いた額を上限として算定した額  
(最初の補助金の支給に係る休業などがあった月から起算して12カ月分に限ります。)

### 【高山市緊急失業者雇用奨励金】

失業者などを雇用した事業者の方に対し、奨励金を交付します。

#### 交付対象者

市内に住所がある次のいずれかの方を、平成24年3月31日までに新たに常用労働者として雇用する事業者の方

- ①その者の意思によらない理由で離職し、かつ、高山公共職業安定所または高山市無料職業紹介所に求職の申込みを行い、その申込みのときに就労していない失業者
- ②高山公共職業安定所の紹介で、短期間試行的雇用(トライアル雇用)した就職困難者

#### 補助金額

20万円(対象労働者1人につき1回を限度。ただし、国が実施する雇用に対する助成金などの交付要件を満たしている場合は交付しません。)

※その他、交付要件など詳しくは、気軽にお問い合わせください。

申込 商工課  
問合せ先 ☎35-3144